

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No176号 2012.06.29
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

日航の解雇事件でILOが勧告

労使協議の実施の確実な保障を迫るとともに裁判の情報提供を求める

日航の解雇事件に関連し、ILO は日本政府に勧告を出しました。勧告は、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンが、組合活動の中心的役割を担ってきた多数の組合員の排除を狙って解雇したこと、そして争議過程において争議権投票に介入したことは「ILO の 87 号及び 98 号条約に違反」するとの申立に対して出されたものです。この勧告を受けて当該二労組が 6 月 28 日の記者会見で発表した声明と ILO の勧告を紹介します。



【写真】 記者会見で声明を発表。左より堀弁護士、小川 JFU 委員長、内田 CCU 委員長、大黒全労連議長、金澤全労協議長

政府と日航は ILO 勧告を真摯に受け止め解雇問題の早期全面解決を

＝ 声 明 ＝

2012 年 6 月 28 日 日本航空乗員組合・日本航空キャビンクルーユニオン

ILO(国際労働機関)理事会は、2012年6月15日、日本政府に対する勧告を採択しました。これは2010年12月31日に日本航空が強行したパイロット 81 名、客室乗務員 84 名、あわせて 165 名の整理解雇に関し、日本航空乗員組合(JFU)および日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)が、解雇に至る過程における ILO 条約 87 号、98 号違反の事実を ILO 結社の自由委員会に申立てた事案に対する最初の勧告です。

両組合は ILO に対し、組合からの解雇回避提案を拒否した日本航空の姿勢や、争議権投票に対する介入行為、また解雇者の人選が結果的に組合役員を多く含むこと、そのことが組合攻撃にもつながっている点を条約違反として主張してきました。

これに対し勧告では「労働組合との協議を尽す」ことに重点をおいて、日本政府がこれを保証するよう求めています。また、そのためには労働組合、労働者の代表が継続的に役割を果たせることが保証されるべきという事についても、ILO 結社の自由委員会から出された「決定・原則ダイジェスト第 5 版」833 項を引用し結論付けています。

更に勧告は、係争中の 2 つの裁判、①解雇撤回裁判、②都労委命令取り消しを求めて日本航空が提訴した裁判(都労委は支援機構が行った両労組の整理解雇反対要求に関するスト権投票への介入行為を不当労働行為と認定)について、日本政府に報告を求めています。

解雇撤回裁判については、3 月に東京地裁で解雇を容認する不当判決が出されていますが、勧告が指摘する組合との十分な協議、組合役員の解雇という点につき、両判決とも正面から捉えようとしていません。間もなく控訴審が開始されますが、私たちは司法に対しても今回の ILO 勧告を尊重した判断を行うよう強く求めます。

ILO はこの問題の重要性を認識し、再建計画において労働者に与える負の影響を最小限にする為の労使協議を行うよう、日本政府に対し強く求めたものです。また ILO は、勧告が履行されるまで監視し続けます。

私たちは、政府および日本航空に対し、今回の ILO 勧告を真摯に受け止め、事態解決へむけた労使協議を速やかに開始し、解雇撤回・全面自主解決をはかるよう強く求めます。

ILO 結社の自由委員会の勧告

- (a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。
- (b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該の裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。
- (c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府がこの原則が、十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。
- (d) 委員会は、「企業再生支援機構(機構)の不当労働行為」について東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に交付した救済命令の破棄を求め、2011 年 9 月 1 日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

結社の自由委員会とは

結社の自由委員会は、労使団体から寄せられる ILO 加盟国による結社の自由に関する条約(結社の自由及び団結権保護に関する第 87 号条約と団結権及び団体交渉権に関する第 98 号条約)違反の申し立てを審査します。そして審査の結果、違反している場合は是正勧告を出すなど、必要

な勧告をその国の政府に対して行います。ILO は政府、労働者、使用者の三者で構成されており、その審査結果等の結論は三者の合意を経て出されます。

今回の申立では、共同申立人として、全労連と全労協の全面的な協力をいただいています。

ILO 87、98号条約とは

第87号条約……結社の自由及び団結権の保護に関する条約



ILO の基本条約の 1 つであり、主な内容は次の通り。

労働者及び使用者は、事前の許可を受けずに、自ら選択する団体を設立し、加入することができる。労使団体(連合体も含む)は、規約を作り、完全な自由のもとにその代表者を選び、管理・活動

を決めることができる。行政機関はこれらの権利を制限したり、その合法的な行使を妨げたり、また、労使団体を解散したり、活動を停止させたりしない。

労使団体は以上の権利を行使するに際しては、その国の法律を尊重しなくてはならない。他方、その国の法律は、この条約に規定する保障を害するようなものであってはならない。

第98号条約……雇用政策及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約

結社の自由及び団結権保護条約(第 87 号)とともに基本条約の 1 つ。労働者は、労働組合に加入しない、または労働組合から脱退することを雇用条件としたり、組合員であるという理由や労働時間外、または使用者の同意を得て労働時間中に、組合活動に参加したという理由などで解雇されたり、その他の不利益な取り扱いをされたりするような差別待遇から十分な保護を受ける。

労働者団体及び使用者団体は、その設立・任務遂行・管理などに関して、それぞれ相互に、干渉を行うこと(直接・間

接を問わず)がないように保護を受ける。

特に、労働者団体を使用者またはその団体の支配の下に置くためにする行為(例えば、使用者またはその団体に支配される労働組合の設立促進・労働組合に対する経理上、その他の援助)に対する十分な保護をする。労使間の自主的交渉のための手続きの発達や利用の奨励のため、必要がある場合には国内事情に適する措置をとる。

